

岩手県告示第 973 号

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 129 条第 3 項の規定により、次のとおり砂鉄川漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。

平成 18 年 10 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 漁業権者の名称及び住所

(1) 名称 砂鉄川漁業協同組合

(2) 住所 一関市大東町摺沢字但馬崎 66 番地 1

2 漁業権の免許番号 内共第 37 号

3 変更の内容

第 4 条中「東磐井郡大東町」を「一関市大東町」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日 平成 18 年 10 月 13 日